

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年4月12日（平成28年（行情）諮問第303号ないし同第305号）

答申日：平成29年3月1日（平成28年度（行情）答申第762号ないし同第764号）

事件名：行政文書ファイル「火薬類取締法告示 平成19年度模型ロケットの点火具に用いる火薬類」として保存されている文書の一部開示決定に関する件

行政文書ファイル「火薬類取締法施行規則 平成7年○模型ロケット基準改正」として保存されている文書の一部開示決定に関する件

行政文書ファイル「平成7年度 火薬類取締法公聴会（模型ロケット）」として保存されている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

行政文書ファイル「火薬類取締法告示 平成19年度模型ロケットの点火具に用いる火薬類」（以下「ファイル1」という。）、「火薬類取締法施行規則 平成7年○模型ロケット基準改正」（以下「ファイル2」という。）及び「平成7年度 火薬類取締法公聴会（模型ロケット）」（以下「ファイル3」という。）に保存されている情報全て（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月19日付け20151020公開経第1号ないし同第3号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ファイル1ないしファイル3にて保存されている情報の全てを開示請求したが、全ての情報が開示されていない。

また、開示対象となる文書一覧として、全て開示あるいは一部分が不開示となった文書が示され開示処分となっているが、全て不開示となった文書については何も言及されないまま不開示の処分となっている。

たとえば、ファイル2の文書23ないし文書27が突然出てくるのは

不自然である。どのようにしてこれらの文書が到達したのかの経緯が分かる情報が全く開示されていない。よって情報公開・個人情報保護審査会での審査を受けたい。

さらに、公聴会はカセットテープ録音されていた。カセットテープが開示されないのは不当な処分である。速記をする職員がいないので、陳述人の長時間の陳述内容を間違いなく聴取するにはカセットテープで録音しなければならない。公聴会での陳述内容がどのようなになったのかの経緯が分かる情報が何も開示されていない。公聴会での陳述内容について、「がん具煙火安全基準作成審議報告書」に報告された内容と全く異なる内容で、議長が反論した部分が開示されていない。

(2) 意見書（諮問第305号）

本件では、公聴会に関して保存されている行政文書の開示請求を行っている。どうして公聴した内容についての全てが分かる資料が全く含まれていないのかよく分からない。ファイル3とは別に保存されているのだろうか。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、各ファイルに保存されている別紙1ないし別紙3を特定し、法5条1号及び2号イ並びに6号柱書きに該当する部分を除いて開示する旨の原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

(1) 本件対象文書の不開示部分について

ア ファイル1

当該ファイルには、別紙1のとおり、平成7年通商産業省告示第578号（模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める件）の改正に係る12文書が保存されている。

文書10の個人名等については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できるものであり、法5条1号に該当するため不開示としたことは妥当である。

文書8及び文書11の法人の印影については、これを開示すると、偽造されるおそれがある等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため不開示としたことは妥当である。

文書10及び文書11のA社製点火具に用いられている火薬量、B社製推進薬の配合比及び延時薬に用いられている成分名、点火具に用いられている非公開の火薬量については、一般に公開されていない情報であり、公にすると競合他社に模倣されるおそれがある等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあ

り、法5条2号イに該当するとして不開示としたことは妥当である。

文書3及び文書8の職員用メールアドレス、個人用内線番号、職員のID、専門家（大学、独法）のメールアドレス等については、公にすると、各職員等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示としたことは妥当である。

イ ファイル2

当該ファイルには、別紙2のとおり、平成7年度の模型ロケットの基準改正に関する火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について（平成7年11月15日付け7立局500号）の制定及び火薬類取締法施行規則の一部改正省令及び告示の制定並びにその省令改正のための意見聴取会の実施に係る27文書が保存されている。

文書10ないし文書14の個人名等については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できるものであり、法5条1号に該当するため不開示としたことは妥当である。

文書24ないし文書27の法人の印影については、これを開示すると、偽造されるおそれがある等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため不開示としたことは妥当である。

ウ ファイル3

当該ファイルには、別紙3のとおり、特定年月日に火薬類取締法施行規則の一部改正に際して実施した火薬類取締法第53条に基づく公聴会の開催に係る10文書が保存されている。

文書1、文書3及び文書5の個人名等については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できるものであり、法5条1号に該当するため不開示としたことは妥当である。

(2) 本件対象文書以外に本件請求文書が存在しないことについて

ファイル1ないしファイル3にて保存されていた行政文書については、別紙1ないし別紙3が全てであり、不開示とした行政文書は存在しない。

なお、異議申立人が指摘するファイル2の文書23ないし文書27の特定NPO法人から提出された文書については、文書18の1.経緯にあるとおり、当該火薬類取締法施行規則の一部改正は同法人からの規制緩和の要望を踏まえて行われたものであり、改正の適否を判断する上で参考とした文書として保存されたものである。

よって、本件対象文書以外の全て不開示とした行政文書が、理由も言及されないまま不開示となっているとの主張は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正

当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第303号ないし同第305号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月12日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第303号ないし同第305号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年5月9日 審議（同上）
- ④ 同年7月5日 異議申立人から意見書（平成28年（行情）諮問第305号）を收受
- ⑤ 同年12月16日 本件対象文書の見分及び審議（平成28年（行情）諮問第303号ないし同第305号）
- ⑥ 平成29年1月20日 審議（同上）
- ⑦ 同年2月27日 平成28年（行情）諮問第303号ないし同第305号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、異議申立人が電子政府の総合窓口（e-Gov）行政文書ファイル管理簿において検索したファイル1ないしファイル3に保存されている全ての文書の開示を求めるものである。

処分庁は、各ファイルにつづられている全ての文書（別紙1ないし別紙3）を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして一部開示とする原処分を行った。

異議申立人は、不開示部分の開示と、全部を不開示とした文書の存在についての言及を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) ファイル1

ア 当該ファイルにつづられている文書は、別紙1のとおりであり、全部を不開示とした文書は存在しない。

イ 文書3及び文書8の不開示部分には、経済産業省職員のメールアドレス及びユーザーID、独立行政法人等の電話番号及びFAX番号等が記載されている。当該情報は、一般に公開されておらず、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるなど、国の機関及び独立行政法人等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると

認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 文書9ないし文書11の不開示部分のうち法人の印影は、真正な文書であることを示す機能を有しており、これを公にすることにより、偽造され悪用されるなどして、法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 文書10の2枚目の不開示部分のうち火薬量を除く部分には、A社及び特定NPO法人の個人名及びメールアドレスが記載されている。当該部分は、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。そして、当該部分のうち同号本文前段に該当する部分については、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。したがって、当該部分については、不開示とすることが妥当である。

オ 文書10の不開示部分のうち、印影、個人名及びメールアドレスを除く部分には、A社製点火具に用いられている火薬量が記載されており、また、文書11の2枚目及び3枚目の不開示部分には、B社製推進薬の配合比及び延時薬に用いられている成分名、点火具に用いられている火薬量が記載されている。当該部分が公になると、当該法人の業務上のノウハウ等が競業他社等に模倣されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) ファイル2

ア 当該ファイルにつづられている文書は、別紙2のとおりであり、全部を不開示とした文書は存在しない。

イ 文書10、文書11、文書12の1枚目の4行目、文書13及び文書14の不開示部分には、公聴会における陳述人の氏名、住所及び電話番号等が記載されており、文書12の7枚目、10枚目及び14枚目の不開示部分は、文書作成者の署名である。当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、当該部分は個人識別情報であり、法6条2項による部分開示の余地はないことから、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書12の1枚目の最終行の不開示部分には、その他の添付資料2の書類名が記載されており、24枚目の当該書類は全て不開示とされている。

文書 12 の 24 枚目の当該書類の不開示部分のうち、氏名、所属、住所、電話及び F A X 番号は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、当該部分は個人識別情報であり、法 6 条 2 項による部分開示の余地はないことから、不開示とすることが妥当である。

また、文書 12 の 1 枚目の最終行の不開示部分及び当該書類の不開示部分のうち、氏名、所属、住所、電話及び F A X 番号を除く部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法 5 条 1 号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハに該当せず、不開示とすることが妥当である。

エ 文書 24 ないし文書 27 の不開示部分は法人の印影であり、真正な文書であることを示す機能を有しており、これを公にすると、偽造され悪用されるなどして、法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法 5 条 2 号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) ファイル 3

ア 当該ファイルにつづられている文書は、別紙 3 のとおりであり、全部を不開示とした文書は存在しない。

イ 文書 1、文書 3 及び文書 5 の 1 枚目の 4 行目の不開示部分には、公聴会における陳述人の氏名、住所及び電話番号等が記載されており、文書 5 の 7 枚目、10 枚目及び 14 枚目の不開示部分は、文書作成者の署名である。当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、当該部分は個人識別情報であり、法 6 条 2 項による部分開示の余地はないことから、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書 5 の 1 枚目の最終行の不開示部分には、その他の添付資料 2 の書類名が記載されており、24 枚目の当該書類は全て不開示とされている。

文書 5 の 24 枚目の当該書類の不開示部分のうち、氏名、所属、住所、電話及び F A X 番号は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、当該部分は個人識別情報であり、法 6 条 2 項による部分開示の余地はないことから、不開示とすることが妥当である。

また、文書 5 の 1 枚目の最終行の不開示部分及び当該書類の不開示

部分のうち、氏名、所属、住所、電話及びFAX番号を除く部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法5条1号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハに該当せず、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1 (ファイル 1)

- 文書 1 特定年月日付け官報の抜粋
- 文書 2 模型ロケットの点火具に用いる火薬類の取扱いについて (起案文書)
- 文書 3 意見募集関連資料
- 文書 4 平成 7 年通商産業省告示第 5 7 8 号 (模型ロケット並びに模型ロケットに用いられる噴射推進器及び点火具を定める件) の改正について (平成 1 9 年 3 月原子力安全・保安院保安課)
- 文書 5 模型ロケットの点火具に用いる火薬類の取扱について (平成 1 8 年 1 0 月原子力安全・保安院保安課)
- 文書 6 模型ロケット用の点火薬に用いられる火薬について (平成 1 8 年 1 0 月原子力安全・保安院保安課)
- 文書 7 模型ロケットの点火具に用いる火薬類の取扱について (平成 1 8 年 9 月原子力安全・保安院保安課)
- 文書 8 メール (模型ロケットの点火具について専門家への確認)
- 文書 9 火薬類取締法省令一部改正について (特定 N P O 法人)
- 文書 1 0 A 社製点火具の法的地位について (メモ) (特定 N P O 法人)
- 文書 1 1 B 社製点火具の法的地位について (メモ) (特定 N P O 法人)
- 文書 1 2 模型ロケットに用いる点火具に係る火薬類取締法上の手続の不備について (平成 1 8 年 7 月 5 日原子力安全・保安院)

別紙 2 (ファイル 2)

- 文書 1 通産省公報 (特定年月日)
- 文書 2 通産省公報 (特定年月日)
- 文書 3 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用の通産省公報掲載について (起案文書)
- 文書 4 がん具煙火となる模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いについて (平成 7 年 1 1 月 1 5 日付け 7 立局第 4 9 9 号)
- 文書 5 文書 4 の起案文書
- 文書 6 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈運用について (平成 7 年 1 1 月 1 5 日付け 7 立局第 5 0 0 号)
- 文書 7 文書 6 の起案文書
- 文書 8 特定年月日付け官報の抜粋
- 文書 9 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令の制定及び当該制定に伴う告示について (7 立第 1 5 7 0 号起案文書)
- 文書 1 0 公聴会議事録
- 文書 1 1 公聴会議事次第
- 文書 1 2 陳述人による補足資料
- 文書 1 3 公聴会の意見陳述人の指定について (平成 7 年 7 月 2 0 日付け 7 立第 1 2 5 0 号)
- 文書 1 4 文書 1 3 の起案文書
- 文書 1 5 特定年月日付け官報の抜粋
- 文書 1 6 指名書 (7 立第 1 2 5 0 号)
- 文書 1 7 文書 1 5 及び文書 1 6 の起案文書
- 文書 1 8 火薬類取締法施行規則の改正 (模型ロケットに係る規制の緩和) について (H 7. 6. 2 8 付け環立局保安課)
- 文書 1 9 モデルロケットについて (平成 5 年 1 0 月 2 6 日付け環立局保安課)
- 文書 2 0 モデルロケット説明資料 (平成 7 年 6 月火薬班)
- 文書 2 1 がん具煙火安全基準作成審議報告書 (平成 5 年 3 月特定社団法人)
- 文書 2 2 がん具煙火安全基準作成審議報告書 (平成 6 年 3 月特定社団法人)
- 文書 2 3 各国のモデルロケットに関する法規制及び自主規制について (1 9 9 4 年 1 2 月 1 2 日付け特定 N P O 法人)
- 文書 2 4 モデルロケットモーターの重ね式・束ね式の限界について (平成 6 年 1 1 月 1 0 日付け特定 N P O 法人)
- 文書 2 5 モデルロケットモーターの重ね式・束ね式の限界について (平成 6 年 1 1 月 1 4 日付け特定 N P O 法人)
- 文書 2 6 モデルロケット (モーター) エンジンの子供のいたずらに関して

(平成6年11月10付け特定NPO法人)

文書27 多段式モデルロケット用エンジンの構造と火薬量について (平成6年8月付け特定NPO法人)

別紙 3 (ファイル 3)

- 文書 1 別紙 2 の文書 1 4 と同文書
- 文書 2 別紙 2 の文書 1 7 (1 2 枚目を除く) と同文書
- 文書 3 別紙 2 の文書 1 1 及び文書 1 6 と同文書並びに陳述申出書等
- 文書 4 別紙 2 の文書 1 5 の 2 枚目と同文書
- 文書 5 別紙 2 の文書 1 2 と同文書
- 文書 6 別紙 2 の文書 4 と同文書
- 文書 7 別紙 2 の文書 6 と同文書
- 文書 8 別紙 2 の文書 1 の 1 枚目, 4 枚目及び 5 枚目と同文書
- 文書 9 別紙 2 の文書 2 の 1 枚目及び 2 2 枚目と同文書
- 文書 1 0 別紙 2 の文書 8 と同文書